


所 管 部 課		総務部 職員課	部 長	北 田 和 雄	
件 名		東大和市女性の職業生活における活躍の推進に関する法律の特定事業主等を定める規則について			
関 係 事 項	条 例 規 則				
	部 課 機 関				
<p>1. 要旨</p> <p>女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）に基づく特定事業主行動計画を定めるため、同法施行令（平成27年政令第318号）第1条第2項の規定により、東大和市の特定事業主を規則で定めるものである。</p> <p>(1) 主な改正点</p> <p>規則で定める東大和市における特定事業主は、任命権者としての市長、議会の議長、選挙管理委員会及び代表監査委員とする。                  ※固定資産評価審査委員会及び農業委員会は固有の職員が存在しないため除く。                  ※教育委員会は、同施行令第1条にて直接規定されている。</p> <p>(2) 施行日</p> <p>平成28年4月1日から適用する。</p> <p>(3) 影響及び効果</p> <p>各特定事業主と連携し、女性の活躍推進にむけて取り組む。</p>					
2. 経過（現時点に至るまでの経過）					
<p>3. 留意事項（問題点等）</p> <p>①次世代育成支援対策推進法施行令に基づき規則で定める特定事業主と同内容である。                  ②女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく特定事業主行動計画を平成28年4月より施行予定である。</p>					
<p>4. 主管部処理案（検討結果等）</p> <p>庁議における審議終了後、速やかに策定の手続きを進めたい。</p>					
5. 審議結果					

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。